

# 証券化の税務と会計の再検討

鯖田豊則（東京国際大学）

1990年代は、1980年代のバブル経済崩壊後の平成不況の時代であったが、企業は、財務体質強化のため、いわゆるバランスシート（貸借対照表）のスリム化の観点から、保有資産の圧縮を行った。そのために利用された金融技術が、流動化あるいは証券化と呼ばれるものである。流動化と証券化は、ほぼ同義で用いられるが、ここでは、流動化が、証券化より広義の概念として用いることとする。流動化は、まさしく保有資産の圧縮以外に、保有資産の利用の制約を少なくする（たとえば、担保条件の解除）なども含まれ、将来の売却にそなえて、ステップバイステップで準備をすることも含まれている。一方、証券化という場合は、ファイナンス（資金調達）手段として、有価証券の発行を伴うという意味が含まれており、流動化よりは、狭義の意味あいとして用いる。証券化においては、保有資産の譲渡人であるオリジネーター、当該譲渡資産の受け皿会社である特別目的会社、そして、最終投資家の3つの当事者が登場し、その会計処理の問題を考慮する必要がある。サブプライムローン問題でも、住宅ローン債権が証券化商品として組成され、デフォルト率の増大による時価評価額の下落から、金融商品の公正価値評価の見直しの議論にまで発展している。しかしながら、証券化・流動化においては、原資産の所有者（資金調達を行なう者）、原資産の譲渡の受け皿会社（通常SPCと呼ばれる）、資金の出し手である投資家の3人の当事者の観点で、会計処理を考えることになるが、公正価値評価は、SPCあるいは投資家の保有資産の会計処理における評価損益計上に関連するにとどまる。そこで、本稿では、証券化・流動化の本質は、まずは原資産の所有者であるオリジネーターのバランスシートから、譲渡資産が完全に切り離されるかどうか重要な論点と考え、そして、譲渡が認識されたとして、譲渡に伴う損益の計上が、譲渡された金融資産の簿価を基準とし、譲渡部分と残存部分の時価の按分により左右されることから、時価の見積もりの精度により大きく影響される点を検討した。また、流動化取引の参考となるレポ取引（現先取引の1種）についても、国際会計基準の改定案では金融取引から売買取引としているが、わが国においても、現先の会計処理は、さまざまな変遷があり、それらの分析を通じて、証券化の税務と会計の再検討のヒントするべく考察を行なった。